

つくば市男女共同参画推進基本計画 (2023～2027)

令和5年度（2023年度）施策実施状況

目 次

各項目の見方	2
評価方法について	2
施策一覧表	3
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた基盤の整備	4
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	6
基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重	10
基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現	12
参考値一覧	14

施策実施状況 各項目の見方

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた基盤 R 5 年度活動目標量											
活動目標量【施策番号】		目標値 令和9 (2027) 年度	現状値 令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価
男女共同参画セミナー参加人数【1】		300人	226人	226人	△						
施策 番号	施策	【施策内容】 【令和5年度実施計画】 【令和5年度実施状況(課題と今後の方向性)】						実施度	担当課		
1	男女共同参画を推進するためのセミナー開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。 男女共同参画に関するセミナーを年に10回程度開催する。 仕事と家庭の両立支援をはじめ、再就職支援やキャリアアップ講座など、学習機会の充実を図る。 セミナーを企画した10回のうち1回が中止となった影響もあり、目標値は達成できなかった。内容は、性の多様性、キャリアアップ、育児休業、健康、防災等の幅広いテーマを取り上げ、参加者にテーマに関する理解と行動変容を促すことができた。今後も市民が関心を持ちやすいテーマの検討や、開催の手法や場所の工夫に取り組む。						B	ダイバーシティ推進室		
2	男女共同参画情報発信	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。 男女共同参画に関する市の取組の紹介や意識啓発のため、男女共同参画NEWS年4回発行する。窓口センター、交流センターなどの公共施設に設置したりHPIに掲載し、広く周知する。 一般向けのDV防止・児童生徒向けの性暴力やデートDV防止等に関する男女共同参画NEWSの発行(年5回)や、中央図書館での特設掲示板・庁舎でのパネル展示を実施した。また、市内小・中・義務教育学校の児童生徒に男女共同参画推進標語「愛ことば」を募集し、571件の応募から優秀作品(5作品)の表彰を行った。						A			
4	審議会意見	【施策1】 ・市民が関心を持ちやすいテーマの検討や開催方法を工夫することによってセミナー参加人数の増加に取り組んでもらいたい。 【施策4, 5, 6】 ・「学校での男女共同参画の視点に立った教育」の実施状況に「人権意識の育成がされた」や「それぞれの個性や能力を発揮でき」との記載があることについて、「人権意識の育成」や「個性や能力の発揮」を直接測定できる指標を設定することは容易ではないと考えられるが、間接的でも構わないので実態を適切に把握する指標があることが望ましい。 ・上記のとおり実態を把握することが難しい内容であることを踏まえ、実施状況の「人権意識の育成を図ることができた」などの断定的な表現については、性的少数者や他国籍者の人権尊重等がここには含まれていない点も鑑みて、「男女共同参画の実現に向けて進めた」といった形に表現を改めるべきである。									

① 上段から【施策内容】【令和5年度実施計画】【令和5年度実施状況】

令和5年度実施状況(黄色の欄)は、中段の令和5年度実施計画に対する令和5年度に実施した内容や具体的な数値等を記載しています。

② 活動目標量のある施策実施度(青色の欄)

活動目標量(青色の欄)の達成度(青色の欄)で施策実施度(青色の欄)が自動的に決まります。評価方法を参照してください。

③ 活動目標量のない施策実施度(黄色の欄)

令和5年度実施計画に対する、令和5年度実施状況で施策実施度を評価しました。評価方法を参照してください。

④ 男女共同参画審議会意見欄

つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)の取組分野における各施策実施度、活動目標量の評価について

活動目標量の達成度評価方法

活動目標量のある施策実施度は達成度評価により決まります。

活動目標量の達成度		目標値に対する評価方法	施策実施度
◎	目標を上回った	$X > 100\%$	S
○	おおむね目標値どおり	$100\% \geq X \geq 90\%$	A
△	目標値を下回った	$90\% > X$	B
—	未実施	0	C

活動目標量のない施策実施度評価方法

施策実施度	施策実施度の評価内容
A	当初の計画どおり施策を実施した
B	当初計画した施策を一部実施できなかった
C	当初計画した施策を全部実施できなかった
—	計画年度途中に終了した施策

令和5年度（2023年度）つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）施策一覧表

施策実施度：（S評価が1施策、A評価が28施策、B評価が8施策、C評価は0施策） 活動目標量：（◎評価が1施策、○評価が3施策、△評価が7施策）

基本 目標	施策 番号	施策内容	施策 実施度	活動 目標量	担当課
I 男女共同参画社会に向けた基盤の整備					
	1	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。	B	△	ダイバーシティ推進室
	2	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。	A	△	ダイバーシティ推進室
	3	つくばセンタービル内に設置される、市政情報コーナー（仮称）に、男女共同参画関連情報の掲示等を行います。	A	△	ダイバーシティ推進室
	4	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。	A	△	学び推進課
	5	小・中・義務教育 学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。	A	△	学び推進課
	6	生命の尊さや正しい性の知識を身に付けることを目的に、発達段階に応じた性に関する学習を行います。	A	△	学び推進課
II あらゆる分野における男女共同参画の推進					
	7	就労を希望する人に対し、つくば市ふるさとハローワークに市職員を配置し、就労に関する情報提供及び職業相談や職業紹介の補助を行います。	A	△	産業振興課
	8	起業・創業を目指す人に対し、創業支援セミナー等や創業支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。	A	△	産業振興課
	9	家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進します。	A	△	農業政策課
	10	大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル（具体的な行動や考え方の模範となる人物）の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。さらに、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組むつくば女性研究者支援協議会の支援を通じて、研究活動に集中しやすい環境整備を推進します。	A	△	科学技術戦略課
	11	市の調達が総合評価落札方式による場合、評価項目の技術者の配置に「女性技術者」を設定し、女性活躍促進の一環としての取組を進めます。	A	△	契約検査課
	12	国の支援・助成制度の情報提供を行い、中小企業における男性の育児休業取得を促進させるため、市独自の助成制度の創設について検討します。	A	△	産業振興課/ダイバーシティ推進室
	13	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。	S	◎	健康増進課
	14	男女がともに家族の一員として家庭生活に参画できるよう、社会教育講座において、子育てに関する講座を実施し、男性の積極的な参画を推進します。	A	△	生涯学習推進課
	15	子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。	A	△	こども政策課
	16	仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	B	△	幼児保育課
	17	仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。 ※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進	B	△	こども育成課
	18	仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。 ※「つくば市高齢者福祉計画」により推進	A	△	高齢福祉課/介護保険課
	19	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。	A	△	産業振興課
	20	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。	B	△	ダイバーシティ推進室
	21	女性が管理職を目指すような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。	B	△	人事課
	22	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。	A	○	ワークライフバランス推進課
	23	職場等における様々なハラスメントに関し、研修等を通して防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。	A	△	ワークライフバランス推進課
III 一人一人の人権の尊重					
	24	DV防止法や相談窓口の周知など、DVに関する正しい理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等で普及啓発を行います。	A	△	ダイバーシティ推進室
	25	夫婦・親子の問題、人間関係、DV（配偶者・パートナー等からの暴力）、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。	A	○	ダイバーシティ推進室
	26	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。	A	△	ダイバーシティ推進室
	27	相談業務に必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう研修を行い、女性のための相談員の資質向上を図ります。	A	△	ダイバーシティ推進室
	28	DV被害者への迅速かつ適切な対応・支援に向け、庁内及び関係機関との情報交換や課題共有等を行い、連携強化を図ります。	A	△	ダイバーシティ推進室
	29	性の多様性や性的少数者への理解促進のため、セミナー等を行い、意識啓発を図ります。また、県のパートナーシップ宣誓制度をはじめ、性的少数者に関する情報発信に努めます。	B	△	ダイバーシティ推進室
	30	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成します。	B	△	ダイバーシティ推進室/人事課
	31	国籍や民族等の文化的背景を踏まえた上で、外国人市民の相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。	A	△	国際都市推進課
IV 安全・安心な暮らしの実現					
	32	がん予防の意識を高め、健康管理に役立たせるとともに、子宮がん・乳がん検診の受診を促すことでがんを早期発見し、適切な医療に結び付けます。	B	△	健康増進課
	33	女性の体に多くの変動を伴う妊娠・分娩・産じょくの経過を不安なく送れるように、妊産婦健康診査の受診率向上を図ります。	A	△	健康増進課
	34	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。	A	△	危機管理課
	35	イベントや出前講座等の実施を通して、防災意識を高めると同時に、防災分野における女性の視点や参画の必要性等について考える機会となるよう啓発を行います。	A	△	危機管理課
	36	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。諸手当の支給により、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与します。	A	△	こども政策課
	37	経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むため、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。	A	○	こども未来センター

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた基盤の整備

活動目標量 【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
男女共同参画セミナー参加人数【1】		300人	226人	226人	△								
施策 番号	施策	【施策内容】 【令和5年度実施計画】 【令和5年度実施状況（課題と今後の方向性）】									実施度	担当課	
1	男女共同参画を推進するためのセミナー開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。 男女共同参画に関するセミナーを年に10回程度開催する。 仕事と家庭の両立支援をはじめ、再就職支援やキャリアアップ講座など、学習機会の充実を図る。 セミナーを企画した10回のうち1回が中止となった影響もあり、目標値は達成できなかった。内容は、性の多様性、キャリアアップ、育児休業、健康、防災等の幅広いテーマを取り上げ、参加者にテーマに関する理解と行動変容を促すことができた。今後も市民が関心を持ちやすいテーマの検討や、開催の手法や場所の工夫に取り組む。									B	ダイバーシティ推進室	
2	男女共同参画情報発信	国内外における男女共同参画推進の取組みについて、先進事例等の情報を収集し、広報紙やホームページ、セミナー等で情報提供を行います。 男女共同参画に関する市の取組の紹介や意識啓発のため、男女共同参画NEWS年4回発行する。窓口センター、交流センターなどの公共施設に設置したりHPに掲載し、広く周知する。 一般向けのDV防止・児童生徒向けの性暴力やデートDV防止等に関する男女共同参画NEWSの発行（年5回）や、中央図書館での特設掲示板・庁舎でのパネル展示を実施した。また、市内小・中・義務教育学校の児童生徒に男女共同参画推進標語「愛ことば」を募集し、571件の応募から優秀作品（5作品）の表彰を行った。									A		
3		つくばセンタービル内に設置される、市政情報コーナー（仮称）に、男女共同参画関連情報の掲示等を行います。 男女共同参画に関するポスターの展示及び啓発チラシの準備を行う。 つくば市民センターに男女共同参画やDVに関する資料、パンフレット、チラシ等を配架できるラックを設置した。今後はセンター内の掲示スペースにおけるポスター等の掲示依頼を検討する。									A		
4	学校での男女共同参画の視点に立った教育	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。 学校の教育活動全体を通して、男女平等の意識を醸成していく。一人一人の個性や能力を発揮できる学びの場の充実を図り、相互理解を深め、協力し合う態度も育成する。 学校の教育活動全体を通して、人権意識の育成に努めた。学校や学園での人権集会やフォーラムが開催され、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力等について活発な意見交流が実現した。									A	学び推進課	
5		小・中・義務教育 学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。 教育大綱に示されている自己・他者・社会を探究する学びを教育活動全体を通して行うことで、自己を理解し、他者を尊重し、他者と協力し合う態度を育成する。児童生徒が自分の個性や能力を発揮できるような場を設け、集団の中で自らの役割を果たそうとする意欲や態度を育成する。 職場訪問等のつくばスタイル科や道徳、特別活動を中心に、実社会とのつながりを持ち、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくための主体性や社会力を高めることができた。									A		
6		生命の尊さや正しい性の知識を身に付けることを目的に、発達段階に応じた性に関する学習を行います。 保健体育科や道徳、特別活動、つくばスタイル科等において、生命尊重、性について学び、発達段階に応じて正しい知識を習得し、理解を深める。 市内全中学校及び義務教育学校後期課程において、専門的な立場にある医師（産婦人科医等）、看護師、保健師、助産師等の外部講師を招いた講演会を実施し、生徒に「性」に関する正しい知識を習得させるとともに、「自分や他者を尊重し、相手を思いやる心」を育てることができた。小学校においては、発達段階に応じ保健体育課や道徳等において生命尊重、性について学ぶ機会を設けることができた。									A		

審議会意見	【施策１】 ・市民が関心を持ちやすいテーマの検討や開催方法を工夫することによってセミナー参加人数の増加に取り組んでもらいたい。 【施策４，５，６】 ・「学校での男女共同参画の視点に立った教育」の実施状況に「人権意識の育成がされた」や「それぞれの個性や能力を発揮でき」との記載があることについて、「人権意識の育成」や「個性や能力の発揮」を直接測定できる指標を設定することは容易ではないと考えられるが、間接的でも構わないので実態を適切に把握する指標があることが望ましい。 ・上記のとおり実態を把握することが難しい内容であることを踏まえ、実施状況の「人権意識の育成を図ることができた」などの断定的な表現については、性的少数者や他国籍者の人権尊重等がここには含まれていない点も鑑みて、「男女共同参画の実現に向けて進めた」といった形に表現を改めるべきである。
-------	---

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

活動目標量【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
家族で参加できるマタニティサロンにおいて、妊婦に対する夫またはパートナーの参加者の割合【13】		90%	86.3%	90.7%	◎								
保育所待機児童数【16】		0人	3人	1人	△	0人							
		R9.4.1時点	R4.4.1現在	R5.4.1現在		R6.4.1現在							
放課後児童クラブ受け入れ児童員数【17】 ※令和6年度までの目標値		6,870人	5,276人	5,586人	△	5,938人							
		R7.3.31時点	R4.4.1現在	R5.4.1現在		R6.4.1現在							
審議会等委員(附属機関)の女性委員の割合【20】		40%以上	27.5%	29.1%	△	30.6%							
		R9.4.1時点	R4.4.1現在	R5.4.1現在		R6.4.1現在							
管理職を目指したいと思える職場環境が整っていると思う職員の割合【21】		50%	41.4%	40.5%	△								
男性職員の育児休業取得率(2週間以上)【22】※令和7年度までの目標値		100%	89.6%	100.0%	○								
施策番号	施策	【施策内容】 【令和5年度実施計画】 【令和5年度実施状況(課題と今後の方向性)】										実施度	担当課
7	女性の多様な働き方に関する支援	就労を希望する人に対し、つくば市ふるさとハローワークに市職員を配置し、就労に関する情報提供及び職業相談や職業紹介の補助を行います。										A	産業振興課
		多様な人材の就労機会を創出するため、引き続き、ふるさとハローワークに会計年度任用職員を配置し、職業相談や職業紹介の補助及び雇用制度や職業情報の周知等を行っていく。											
8	女性の多様な働き方に関する支援	つくば市ふるさとハローワークに会計年度任用職員3名を配置し、職業相談等の補助及び就労に関する各種情報提供等を行った。										A	産業振興課
		起業・創業を目指す人に対し、創業支援セミナー等や創業支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。											
		創業を検討している方に対する創業啓発セミナーや、創業希望者に対する、創業支援セミナー、創業支援制度の情報提供を行う。また、創業サポートにあたり、各支援機関と連携し、相談業務を行う。										A	
		創業啓発セミナーの実施、窓口において創業支援セミナー、創業支援制度の情報提供等を行った。また、創業サポートにあたり、各支援機関と適切な連携を図った。											
9		家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進します。										A	農業政策課
		家族経営協定の普及啓発を行い、家族経営農家において快適な労働環境づくりを促進していく。											
		家族経営協定について、窓口での紹介等の普及啓発を行い、家族経営農家において家族経営協定の締結を促進し、新規で3件協定を締結した。										A	
10	女性の参画が少ない分野での支援	大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取組を進めるとともに、ロールモデル(具体的な行動や考え方の模範となる人物)の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。さらに、ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組むつくば女性研究者支援協議会の支援を通じて、研究活動に集中しやすい環境整備を推進します。										A	科学技術戦略課
		地域内連携による「科学技術の街つくば」を感じる機会創出に向けた筑波大学との共同事業 (1) 研究者ロールモデル発信事業 地域の研究者の人となり、研究者を志したきっかけ、学生時代の話等を記事及びマンガで発信することで、次世代を担う学生に対して、研究者という職業選択を考えるきっかけとしてのロールモデルを発信する。5月～3月まで隔月で計6回、市のHP、SNS及びアプリで情報発信を行う予定。 (2) リケジョサイエンスフォーラム 女子中高生に多様な理系分野の魅力及び女性研究者の活躍を発信し、理系分野への興味を促すことを目的としてフォーラムを開催する。 (3) 研究者とコミュニケーションができるイベント 研究者とのふれあい、コミュニケーションを重視したイベントを開催する。「研究者ロールモデル発信事業」で紹介した研究者とのトークイベントなど、同事業とリンクしたイベントを企画する。											
		(1) 研究者ロールモデルをマンガで計5回記事掲載。またSNS広告(Instagram)を2月、3月に掲載し、効果比較を実施した。 (2) 8/4にリケジョサイエンスフォーラム開催 (3) 1/20にサイエンスフェスタ開催										A	

11	女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定	市の調達に総合評価落札方式による場合、評価項目の技術者の配置に「女性技術者」を設定し、女性活躍促進の一環としての取組みを進めます。 技術者の配置に係る評価項目に「女性技術者」を設定するため、「つくば市における総合評価方式(特別簡易型)の試行に関する運用ガイドライン」を改定します。 令和6年3月に「つくば市における総合評価方式(特別簡易型)の試行に関する運用ガイドライン」を改定し、女性技術者の配置に係る評価項目を設定した。	A	契約検査課
12	男性の育児休業取得を促進するための企業への支援	国の支援・助成制度の情報提供を行い、中小企業における男性の育児休業取得を促進させるため、市独自の助成制度の創設について検討します。 市内立地企業に対し、男性の育児休業取得に対する現状を把握し、育児休業取得を促進させるための施策を検討していく。 市独自の助成制度として「つくば市男性育児休業取得促進奨励金」を創設し、令和5年11月より申請受付を開始した。令和5年度は4件の申請があった。	A	産業振興課/ ダイバーシティ推進室
13	男性の家庭生活への参画促進	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。 マタニティサロン育児編を年24回(土日に19回)開催。内容は、妊婦疑似体験・沐浴体験・マタニティブルーズについて・赤ちゃんの泣きの特徴について学ぶ。 マタニティ講演会を年4回(オンライン併用)開催。内容は、歯科医師講話・小児科医師講話・先輩パパからの経験談。 ライフプランすこやか、つくば市子育てハンドブック、つくば市HP、つくっこすくすくアプリ等で周知する。 【実施状況(実績)】 ○マタニティサロン育児編 開催回数:年26回(定期開催24回、臨時開催2回)うち土日開催20回 参加人数:妊婦445人、夫またはパートナー442人 参加組数:447組(妊婦と夫またはパートナー440組、夫またはパートナーのみ2組、妊婦のみ5組) アンケート結果:満足92.2%、やや満足6.7% ○マタニティ講演会 開催回数:年4回(平日のみ) 参加人数:妊婦109人、夫またはパートナー64人 参加組数:111組(妊婦と夫またはパートナー62組、夫またはパートナーのみ2組、妊婦のみ47組) アンケート結果:満足70.6%、やや満足、27.4% 【成果・課題】 ・マタニティ講演会をオンライン併用実施としたことで、仕事を休んでの参加が難しい夫(パートナー)や単身赴任中の夫(パートナー)も参加が可能となった。 ・育児編では、6月実施の回より、事後アンケートで要望が多く聞かれた「抱っこの仕方」や「おむつ交換」の仕方を追加した。実践的な内容が役立ったという声が多く聞かれた。 ・令和6年度のマタニティ講演会は日曜開催を実施するため、より多くの夫またはパートナーに参加してもらえるよう周知していく。	S	こども未来センター
14		男女がともに家族の一員として家庭生活に参画できるよう、社会教育講座において、子育てに関する講座を実施し、男性の積極的な参画を推進します。 保護者を対象とした「社会力の育成」と、子供を取り巻く現代的課題について理解を深めるため、社会教育講演会を開催予定。講演内容、会場、開催方法については現在検討中。 子供たちの安らぎの場である家庭の温もりを感じ親子で過ごす時間を増やすことや、生活規範を親子で築くことを目的とした「家庭の日講座」を、毎月第3日曜の「家庭の日」に合わせ、11月18日に開催予定。講座内容については現在検討中。		生涯学習推進課
		乳児家庭教育学級・幼児家庭教育学級に男性の参加を促し、育児や家事に協力する楽しさを伝え、意識の向上を図った。 また、男性の家庭生活への参画に特化したテーマを扱い、ベスト・ファーザー賞を受賞した五十嵐つくば市長と「家庭をともに語ろう!」と題し社会教育講座を開催し、男女共同参画の推進に努めた。	A	
15		子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。 子育て親子の外出での利便性を図るため、あかちゃんの駅の登録施設を増やす取り組みを行う。また、利用したい時に直ぐに利用できるよう、情報収集しやすい方法を検討する。 移動型のあかちゃんの駅(おむつ替えテント一式)を貸し出し、市主催のほか共催、後援イベントでも活用してもらう。		こども政策課
		運営会社に働きかけ、市内のつくばエクスプレス各駅等7施設を新規登録した。また、あかちゃんの駅の施設情報については、市ホームページや子育てハンドブック等で周知するとともに、利用者が情報収集しやすい方法については引き続き検討していく。他部署のイベントで移動型のあかちゃんの駅(おむつ替えテント一式)の貸し出しを行った。	A	

16		仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進 公立保育所については、「保育所における医療的ケア児受入ガイドライン」に基づき、保護者からの相談を受け付け、医療的ケア児の円滑な受入れを行う。 民間保育所については、令和6年4月の新規開園(4か所)により市全体の受入れ枠を拡大することで、待機児童対策をするとともに、加配が必要な児童の受け入れがしやすい環境を構築する。	幼児保育課
17	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり	仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。※「つくば市子ども・子育て支援プラン」により推進 令和5年(2023年)度も、引き続き公営児童クラブの整備及び民間児童クラブの誘致を図り、増加する児童クラブ需要に対応していく。 公営児童クラブの整備及び民間児童クラブの誘致を実施した。TX沿線開発地区の急激な人口増や、既存施設での床面積要件超過の状況での受け入れ対応などの課題に対応していく必要がある。	こども育成課
18		仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。※「つくば市高齢者福祉計画」により推進 仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた、適切な介護サービスの整備を推進します。つくば市高齢者福祉推進会議を4回程度開催し、つくば市における高齢者施策と介護保険事業等について広く意見を聴取した上で、つくば市高齢者福祉計画(第9期)を策定します。 つくば市高齢者福祉計画(第8期)に基づき、介護サービスに関する情報の広報・周知の充実を推進するとともに、予定していた事業所の整備を完了した。また、高齢者福祉推進会議で広く意見を聴取した上で、つくば市高齢者福祉計画(第9期)を策定した。	高齢福祉課/ 介護保険課
19	労働環境改善のための情報提供・啓発	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、さらにハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。 新型コロナウイルス感染症が5類に移行されることから、引き続き、市内立地企業に対し、労働環境の変化や改善について現状把握に努めるとともに、経営支援ワンストップ窓口での社会保険労務士による相談を継続していく。 経営支援ワンストップ窓口を前年度に引き続き常設し、社会保険労務士による労働環境改善のための相談環境を整えた。また、市内立地企業へのフォローアップ訪問時に、労働環境の現状に関するヒヤリングを実施した(22社)。	産業振興課
20	審議会等委員の女性委員の登用	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。 審議会等委員における女性委員の登用率について、男女共同参画推進本部会議において、登用率40%という目標値を明確に周知し、今後の方針について検討する。 委員改選の前に担当課と状況等協議する。また、毎年状況調査を行い、登用率だけでなく委嘱期間、選任状況等も含めた現状を把握し課題を整理する。 女性委員の登用率の低い担当部署とは具体的な措置を協議する。 令和5年6月に現状を詳細に把握するための追加調査とともに、女性委員の登用にに向けた取組強化について改めて全庁的な周知を行い、7月の男女共同参画推進本部会議においても審議を行った。また、各部署の担当者が利用できるように、女性委員比率向上のための対応例や各団体への女性委員の推薦依頼文例を作成・周知したほか、適宜各部署からの相談に対応した。	ダイバーシティ推進室
21	女性職員の管理職等登用の推進	女性が管理職を目指すような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。 女性職員が持つ不安を払しょくし、昇格することに対する意欲を高めるため、研修へ継続して職員を派遣するとともに、課長補佐級の階層研修にて「女性活躍推進のための職場づくり研修」を実施し、女性が活躍しやすい職場環境の整備を図る。 また、「配偶者同行休業」や「旧姓使用」を継続して運用し、女性が活躍しやすい職場環境づくりを進めていく。 課長補佐級の男女職員23名に「女性活躍推進のための職場づくり研修」を実施するとともに、茨城県自治研修所「女性職員キャリアデザイン講座」の受講による女性職員のキャリアアップ支援を行った。 制度利用実績:配偶者同行休業1件、旧姓使用7件	人事課

22	育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくり	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。	A	ワークライフ バランス推 進課
		職員のワークライフバランス推進のためのハンドブックの周知を行い、必要に応じて個別説明を行う。		
		職員向けの「ワークライフバランスハンドブック」を発行し、出産・育児、介護に関する制度について、必要時に応じて個別説明を行った。 また、育児休業から復職予定の職員に対して、復職後の働き方や職場での配慮希望等の確認のため、「職場復帰面談シート」を活用して復職面談を行うよう所属長に通知を行った。		
23	職場におけるハラスメント防止対策の推進	職場等における様々なハラスメントに関し、研修等を通して防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。	A	
		ハラスメント相談に応じるため、総務部、教育局、消防本部に相談員を各2名設置する。また、外部相談窓口についても案内を行う。ハラスメント防止対策として、イントラ掲示板に関連記事等を定期的に掲載し、職員の意識啓発を行う。		
		教育局、市長部局、消防本部にハラスメント相談員を各2名ずつ配置したほか、職員用掲示板にパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等に関する注意喚起及び相談窓口の周知を年4回行った。		
審議会意見	【施策13】 ・マタニティ講演会をオンライン併用実施したことは、非常に良い取組である。開催方法については引き続き柔軟な対応をしてもらいたい。 ・仕事の都合で平日参加が難しい参加者(夫またはパートナー)のニーズに合わせて土日開催や開催回数を増やすなど、柔軟な対応をしていることは非常に評価できる。このような取組は、市の他の類似の施策においても横展開してもらいたい。			
	【施策16】 ・仕事と育児の両立支援のため、保育所待機児童数0人の達成に向けて引き続き取り組んでももらいたい。			
	【施策17】 ・仕事と育児の両立支援のため、放課後児童クラブ受け入れ児童員数の増加に向けて引き続き取り組んでももらいたい。			
	【施策19】 ・仕事と家庭生活の両立のため、市内立地企業のヒアリング等をベースにして労働環境の改善に向けて引き続き取り組んでももらいたい。			
	【施策20】 ・市政運営において女性の意見や考え方を反映させることができる環境づくりに向けて、審議会等委員(附属機関)の女性委員の登用に引き続き取り組んでももらいたい。			
	【施策21】 ・実施状況の「女性活躍推進のための職場づくり研修」については、課長補佐級の職員を対象に男女問わずに実施した内容であることを記載した方がよい。			
	・実施状況の「女性職員2名を派遣」という表現については、女性職員だけを対象に管理職になるための研修を追加で受けさせている印象を与えるので、「女性職員のキャリアアップ支援をした」という表現に変えた方がよい。			
	・実施状況において、旧姓使用の制度の利用を「承認」と記載することは、「旧姓使用はあくまで申請して承認していただくもの」との印象を与え、上から目線の表現になっていると考える。配偶者同行休業や旧姓使用の実績は、これら自体が女性職員の管理職等登用の推進に直接的にかかわるものではないので、実施状況には、「配偶者同行休業1件」、「旧姓使用7件」のように、単に件数のみを記載する形に変えた方がよい。			
	・管理職を目指したいと思える職場環境が整っていると思う職員の割合は令和3年度よりも減少しており、十分な結果が出ていないので、引き続き研修や各種制度を運用することで、性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりに取り組んでももらいたい。			

基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重

活動目標量 【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
相談事業の周知活動 (チラシ配布、SNS配信等) 【25】 【26】		90か所 (年10 回周知)	82か所 (年6回 周知)	81か所 (年7回 周知)	○								
性的マイノリティに関するセミナーの参加人数 【29】		60人 ／回	40人 ／回	41人 ／回	△								
施策 番号	施策	【施策内容】 【令和5年度実施計画】 【令和5年度実施状況（課題と今後の方向性）】										実施度	担当課
24	DV防止のための 広報・啓発	DV防止法や相談窓口の周知など、DVに関する正しい理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等で普及啓発を行います。 11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、庁舎1階展示コーナーにおいて関連ポスターの掲示及び女性のための相談室など、各種相談窓口等の周知を行う。また、男女共同参画セミナーでDV防止講座の開催や若い世代にDVについての正しい知識を身に付けてもらうためのチラシを配置する。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、庁舎1階にDVや相談窓口に関するパネル展示や、女性のための相談室の案内を区会回覧で実施した。また、一般向けのDV防止・児童生徒向けの性暴力やデートDV防止等について男女共同参画NEWSを発行した。										A	ダイバーシティ推進室
25	女性のための相談 室の実施	夫婦・親子の問題、人間関係、DV（配偶者・パートナー等からの暴力）、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。 女性が抱える様々な悩みに、女性のための相談員やフェミニストカウンセラー、女性弁護士による「女性のための相談室」を実施する。 相談にあたっては、庁内関係課と連携を図りながら、必要な情報提供等が行えるよう支援を行う。 女性のための相談室実績：相談件数延べ523件（電話相談138件、一般相談194件、心と生き方相談149件、法律相談42件） 相談者の状況に応じて、関係機関の紹介など必要な情報提供や庁内関係課への同行支援を行った。										A	
26	男性のための電話 相談の実施	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。 つくば市在住、在勤、在学の男性を対象に、年に6回実施し、産業カウンセラーの男性が対応する。市関連施設にチラシを設置し、広報誌、HP、Twitter等で周知する。 男性のための電話相談を年6回開催し、19件の相談を受けた。相談事業については、市関連施設や市内スーパー等でのチラシ掲示、広報紙、ホームページ、市公式SNS等で周知した。										A	
27	相談員研修の充実	相談業務に必要な知識や能力を身に付け、相談者のニーズに即した対応ができるよう研修を行い、女性のための相談員の資質向上を図ります。 相談員に必要とされる資質向上を図ることを目的に、相談員研修会を年2回実施する。また、相談員の情報共有及び意見交換の場として、年2回事例検討会を実施する。 相談業務に必要な知識や能力の向上を目的に、事例検討会を1回、相談員研修を年2回実施した。（相談員研修は、事例検討会を兼ねて実施した。）										A	
28	関係機関との連携 強化	DV被害者への迅速かつ適切な対応・支援に向け、庁内及び関係機関との情報交換や課題共有等を行い、連携強化を図ります。 DV被害者の相談対応や一時保護所への移送、自立支援といった切れ目のない支援等が行えるよう、県の女性相談センターをはじめ、警察、民間支援団体、庁内関係課等との情報共有・連携を密に行う。 県女性相談センター主催のDV対策ネットワーク地域会議に出席し、警察署、市町村、県南県民センター、児童相談所、県福祉相談センターと婦人保護事業に関する協議や情報共有を行った。また、一時保護対応時には、県女性相談センターや庁内関係課と情報共有しながら連携して対応した。										A	

29	性的少数者に関する情報の発信と啓発	性の多様性や性的少数者への理解促進のため、セミナー等を行い、意識啓発を図ります。また、県のパートナーシップ宣誓制度をはじめ、性的少数者に関する情報発信に努めます。	性的マイノリティ等に対する理解を深めるため、男女共同参画セミナーや男女共同参画室だより等で啓発活動を行う。また、県の性的マイノリティに関する相談窓口やパートナーシップ宣誓制度についても情報提供を行う。	性的少数者への理解促進のためのセミナーを実施し、41名の参加があった。また、市ホームページで性的マイノリティに関する相談窓口やパートナーシップ宣言制度を周知した。この他、性的少数者の方々の困りごとの一つとして挙げられている性別記載欄に関する調査を全庁的に行い、法令等に定められているもの以外については必要な見直しをするよう周知した。	B	ダイバーシティ推進室
30	性的少数者に関する職員ハンドブックの作成	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成します。	性的少数者に関する正しい知識を持ち、行動することができるよう職員向けのハンドブックを作成する。	他自治体が作成したハンドブックを調査し、具体的な支援内容を確認するとともに、支援にあたっての考え方等について情報収集を行った。	B	ダイバーシティ推進室/ 人事課
31	つくば市外国人相談窓口の設置	国籍や民族等の文化的背景を踏まえた上で、外国人市民の相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。	英語・中国語の国際交流員を配置するほか、テレビ通訳システム及び電話通訳システムの導入により21言語での対応を可能とし、外国人市民からの相談に適切に対応する。また、相談件数の増加に伴い、テレビ通訳システムを入れたタブレット端末を2台に拡充する。	英語・中国語の国際交流員を配置したほか、テレビ通訳及び電話通訳システムの導入により21言語での対応を可能とした。また、タブレット端末を1台追加し、増加する相談件数に対応できるよう体制を拡充した。令和5年度相談対応件数：1,285件	A	国際都市推進課
審議会意見	【施策25,26】 ・市のホームページにおいて、女性・男性と同様に、性的少数者の方も相談可能な情報にアクセスしやすい仕様を検討し、対応してもらいたい。 【施策26】 ・市のホームページにおいて、男性が相談窓口アクセスしやすい仕様を検討し、対応してもらいたい。 【施策29】 ・今年度に「男女共同参画室」から「ダイバーシティ推進室」へ組織改編されたことは、多様な性が尊重される第一歩なので、男女だけでなく、あらゆる性を自認する市民を一人も残さず包括する今後の市政運営に期待する。 ・性的少数者に関するセミナーの参加人数については、人数の増加に向けて引き続き積極的に取り組んでももらいたい。 【施策30】 ・性的少数者に関する職員ハンドブックの作成については、早期の完成に向けて取り組んでももらいたい。					

基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現

活動目標量【施策番号】		目標値	現状値	達成度									
		令和9 (2027) 年度	令和3 (2021) 年度	令和5 (2023) 年度	評価	令和6 (2024) 年度	評価	令和7 (2025) 年度	評価	令和8 (2026) 年度	評価	令和9 (2027) 年度	評価
子宮がん・乳がん検診受診率【32】 ※令和7年度までの目標値		当面 50%	子宮がん 19.3% 乳がん 19.2%	子宮がん 20.2% 乳がん 20.0%	△								
つくばこどもの青い羽根学習会開設か所数【37】※令和6年度までの目標値		18か所	16か所	18か所	○								
施策 番号	施策	【施策内容】 【令和5年度実施計画】 【令和5年度実施状況(課題と今後の方向性)】										実施度	担当課
32	女性特有のがん検診事業の推進	がん予防の意識を高め、健康管理に役立たせるとともに、子宮がん・乳がん検診の受診を促すことでがんを早期発見し、適切な医療に結び付けます。										健康増進課	
		5月末に子宮頸がん検診または乳がん検診の受診券を対象者へ郵送し、受診者の検診費用助成を行う。12月～2月に集団検診(レディース検診)を実施、4月から2月まで市内及び市外の協力医療機関で子宮頸がん検診・乳がん検診を実施し、受けやすい検診の体制づくりで受診率向上を目指す。											
		子宮がん検診・乳がん検診ともに現状値と比較して受診率はやや向上した。(※暫定値)さらなる受診率向上のため、ナッジを利用した効果的な勧奨を実施する。また、引き続き、受診券の送付と未受診者への再勧奨通知を送付し、受診率向上を図る。											
33	妊産 婦の健康診査及び保健指導の推進	女性の体に多くの変動を伴う妊娠・分娩・産じよくの経過を不安なく送れるように、妊産婦健康診査の受診率向上を図ります。										こども未来センター	
		妊娠届出時の妊婦面談をもとに、支援プランを作成し、個々にあった保健指導を提供する。妊産婦健康診査の結果から対象者に合わせた支援を提供する。妊娠8か月アンケートの内容から、対象者に合わせた支援を担当保健センターで提供する。											
		妊娠届出時の妊婦面談で、個々に合わせた保健指導を提供し、妊娠8か月アンケートでは、妊婦健康診査の結果も踏まえ、定期的な受診行動がとれていない方には受診勧奨など、対象者に合わせた支援を地区担当保健師から提供できた。あかちゃん訪問での養育者面談では、産婦健康診査の状況や産婦の体調等確認し、対象者に合わせた支援を担当保健センターで提供できた。											
34	女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。										危機管理課	
		災害時における女性のニーズを想定した備蓄品(粉ミルク、液体ミルク、おむつ、生理用品(昼用・夜用)、授乳服等)の整備を行います。											
		粉ミルク、液体ミルク、おむつ、生理用品(昼用・夜用)、授乳服等を購入し、備蓄した。既存の粉ミルク、液体ミルクのうち、保存期限が近いものについては、期限前に市立保育所に配付し、利用していただいた。											
35	地域防災における女性 の 参画促進	イベントや出前講座等の実施を通して、防災意識を高めると同時に、防災分野における女性の視点や参画の必要性等について考える機会となるよう啓発を行います。										A	
		イベント活動や出前講座「家庭ではじめる防災対策」を通じ、特に女性に知っておいてほしい災害への備えについて周知を図ります。											
		特に女性に知っておいてほしい災害への備えについて、市ホームページへの掲載や商業施設でのパネル展示を行った。商業施設での防災イベントにおいて、災害用授乳服の展示を行った。											
36	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。諸手当の支給により、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与します。										こども政策課	
		ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として、児童扶養手当、ひとり親家庭等児童福祉金、高等職業訓練促進給付金等を支給し、ひとり親家庭等の経済的、精神的負担の軽減に寄与する。令和5年度から支給要件を緩和した高等職業訓練修業者支援給付金を始めとして、諸手当に関する広報等周知活動を徹底し、必要としている市民へ適切に支給する。											
		児童扶養手当を196名、ひとり親家庭等児童福祉金を265名、高等職業訓練促進給付金を33名に支給した。支援を必要としている市民に対するチラシの送付、窓口での案内のほか、ホームページや広報紙への掲載など広く周知した。											

37	つくばこどもの青 い羽根学習会の実 施	経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むため、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。		こども未来 センター
		経済的に困難を抱える子どもを対象に、安心できる居場所や学習環境で子どもを育むため、無料の学習支援や居場所の提供等を行います。		
		令和6年度までの目標値である18か所を令和5年度に達成しました。また、令和5年度中に新たな実施場所や事業者の検討を進め、令和6年度からは20か所で実施予定です。	A	
審 議 会 意 見	【施策32】 ・子宮がん検診については、検診の受診率向上のため、子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨の対象外となった年代の人たちや検診を受診していない人たちへの積極的な啓発が必要だと考える。 ・若い世代はがんになり患した場合の進行が速いので、学生で住民票を異動していない市内在住者についても、市民と同様に子宮がん検診を受けられる方策が必要だったと考える。			

参考値一覧

男女共同参画社会の形成の状況を把握するため、計画期間終了時の数値と比較するための値

基本 目標	項 目	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	担当課
I	男女共同参画セミナー参加者満足度（アンケート実施）	93%	91%	↓ 87%	ダイバーシティ推進室
II	つくば市ふるさとハローワークでの女性正規雇用の就業者数	143人	125人	↑ 161人	産業振興課
II	特定創業支援事業による女性の創業者数	21人	39人	↓ 32人	産業振興課
II	家族経営協定締結累計	209件	212件	↑ 215件	農業政策課
II	女性の認定農業者数	15人	16人	↑ 21人	農業政策課
II	地域子育て支援拠点施設数	10施設	10施設	↑ 11施設	こども政策課
II	病児・病後児保育実施施設数	8施設	8施設	⇒ 8施設	幼児保育課
II	審議会等委員（附属機関）の女性の長の割合	6.1%	6.3%	↑ 11.4%	ダイバーシティ推進室
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	区長に占める女性の割合	6.5%	7.0%	↑ 8.4%	市民協働課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市議会議員の女性の割合	28.6%	26.9%	⇒ 26.9%	議会総務課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市職員（行政職）の係長職に占める女性の割合	40.3%	46.2%	⇒ 46.2%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市職員（行政職）の課長補佐職に占める女性の割合	33.2%	30.9%	↑ 32.8%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市職員（行政職）の課長職に占める女性の割合	17%	18.8%	↓ 17.9%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市職員（行政職）の次長職に占める女性の割合	6.1%	7.7%	↑ 9.4%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	市職員（行政職）の部長職に占める女性の割合	6.3%	14.3%	↓ 7.1%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
II	消防吏員に占める女性の割合	4.0%	4.6%	↑ 4.8%	人事課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	
III	「女性のための相談室」相談件数	579件	503件	↑ 523件	ダイバーシティ推進室
III	「男性のための電話相談」相談件数	10件	14件	↑ 19件	ダイバーシティ推進室
IV	防災対策出前講座等実施回数	15回	29回	↑ 30回	危機管理課
IV	消防団員に占める女性の割合	2.9%	3.0%	↓ 2.8%	地域消防課
		令和4年（2022年）4月1日現在	令和5年（2023年）4月1日現在	令和6年（2024年）4月1日現在	